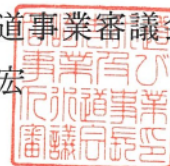


(写)

令和3年9月22日

岡崎市長 中根 康浩 様

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会長 丸山 宏



適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（答申）

令和2年7月15日付け2水経第290号で諮問のありました適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

はじめに

農業集落排水事業は、農村集落の形態に適した小規模な污水处理施設として生活排水等の安定した処理や農業生産の改善を目的として全国各地で事業展開され、農村地域の環境基盤の充実のために重要な役割を担っている。

本市の農業集落排水事業は、1996（平成8）年に小美地区で供用を開始した。現在では、市東部の農村集落10地区で供用している。

近年、農業集落排水事業を取り巻く環境は、農村集落の人口減少などを背景に、農業集落排水処理施設使用料収入の減少が見込まれる一方で、現在運転している10地区の処理場の中には供用開始から20年以上経過している施設もあり、機器等の老朽化により増加が見込まれる改築更新費用及び維持管理費用への着実な対応が必要になるなど今後はますます厳しい経営環境になっていくことが想定される。

現在、2024（令和6）年度からの公営企業会計適用に向けた準備を進めており、企業会計移行後は、精度の高い財務諸表を作成することで、経営、資産等を正確に把握することが可能となるため、より計画的な事業運営と経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図っていく必要がある。

本審議会では、諮問に対し、こうした諸情勢を踏まえ適正な農業集落排水処理施設使用料の検証を行った。検証に当たっては、一定の公費負担を前提とした上での算定期間の収支不足への対応や公平な単価設定、使用料体系のあり方などを検討する必要があり、財政収支見通し、現行使用料単価の設定経緯と使用料体系の現状等を踏まえて、4回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行い、ここに結論を得たので、次のとおり附帯意見を添えて答申する。

本 文

1 答申事項

令和4年度から令和7年度までの農業集落排水処理施設使用料について、小美地区の使用料単価を引き上げ、他の9地区の使用料単価と同額に改定し、他の9地区の使用料単価は据置きとする。

2 答申の根拠

公共料金の基本的な考え方は、サービス等を受けた使用者が、その原価に見合った金額を支払うという受益者負担の原則が適用されるものである。

この原則に沿った場合、農業集落排水事業は、処理施設が小規模であるため経済的効率が低いこと、地形に起伏があるためマンホールポンプ等の設備が多いこと、集落が点在しているため管きょ延長が長いこと等により、使用者の負担が著しく大きくなるものであるが、農業集落排水事業を採択した経緯として、生活排水が水田の用水路へ流れ込むことによる農業生産への被害が顕在化したことや、農家の生活環境の改善として政策的に導入したものであるため、一般会計からの補填が行われている。

今回の審議は、歳出の内、資本費の全額と維持管理費の50%が一般会計から補填されるという財政当局との合意を前提とした。

この条件で、令和4年度から令和7年度までの使用料算定期間4か年における使用料を算定すると、1.33%の改定が必要となるものである。

この改定を行った場合、使用料収入が年間約140万円増加するものであるが、農業集落排水事業は、令和6年度から企業会計に移行することを予定しており、規模の大きな下水道事業との合同調達等による経費の抑制が一定程度可能と思われ、必ずしも改定しなければならないとは考えにくい。

これらの要素を総合的に勘案した上で、今回の答申では、現行の使用料単価に据え置くことが妥当と考えるものである。

ただし、現行の使用料単価は、平成8年度に供用開始した小美地区とその他の9地区で使用料単価が異なっている。これは、当初、地区ごとに維持管理費が異なることを重視して使用料単価を設定していたことと、その後、同一使用料単価の考え方に転換したことが整理されていないものであり、当審議会は、10地区を同一使用料単価とすることを支持するものである。統一に当たっては、農業集落排水事業が不採算事業であることを考慮し、1地区の使用料単価を引き上げ、9地区の使用料単価に統一することが妥当と考える。

3 附帯意見

農業集落排水事業は、令和6年度から企業会計に移行することとなり、正確な損益状況及び資産の現状把握が可能となることから、中長期的な視点に立った効率的な経営の下、事業の健全化に取り組む必要がある。

今後は、次の点に留意され、効率的かつ計画的な事業運営の推進に努められることを要望する。

(1) 使用料単価の引き上げへの理解醸成について

小美地区の使用料単価の引き上げに当たっては、地区内の各世帯・事業所の市民生活や企業活動に少なからず影響を及ぼすことを考慮し、理解を得るために関係者への情報提供と十分な説明に努められたい。

(2) 適正な受益者負担のあり方について

使用料体系について、本市の下水道事業では、水道使用水量によって徴収額を決定する「従量制」を採用しているのに対し、農業集落排水事業では、使用する人数によって徴収額を決定する「定額制」を採用している。このことについて農業集落では、水道水以外にも井戸水や沢水を生活に使用していることや、水道水を育苗や散水に使用することがあり、必ずしも水道使用水量と処理場に流れ込む排水量が合致しないことが当初の採用理由とされている。

しかしながら、近年は一般住宅が増加し、店舗や福祉施設が建設されるようになった現況を鑑みると、排水の状況は当初の想定と異なってきていると推察されるため、水使用と排水の実態把握とともに、使用料負担に対する考え方等の意向を調査し、適正な受益者負担のあり方について検証することを提案する。

(3) 将来的な事業のあり方について

本市が農業集落排水事業を採択するに至った経緯は、生活様式の近代化に伴い、汲み取り式トイレから単独処理浄化槽への転換が進んだことや、洗剤等の使用量が増え、それらの排水が水田に流れ込むことによる農業生産への被害が顕著となり、それを食い止めるには、農業集落排水処理施設の建設しか方法がなかったこと等が理由とされている。

しかしながら、平成28年度に愛知県が取りまとめた全県域污水適正処理構想では、人口が密集した地域は集合処理施設（下水道等）を、人家がまばらな地域は個別処理（合併処理浄化槽）を選定するといった、経済性で整備手法を選定することが基本となっている。これは、平成13年に単独処理浄化槽

の設置が禁止されたことから合併処理浄化槽の普及が進み、水処理の安定化とともに小型化や低価格化が図られたことにより合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースが拡大したためである。

この技術革新を織り込んだ上で、最適な汚水処理手法を選定した場合、人家が散在している農業集落では、合併処理浄化槽が経済的・効率的であるケースも想定されることから、今後の人口減少社会における持続可能な社会づくりを念頭に、既存の汚水処理手法についてもその妥当性を再検証する必要があるものとする。

おわりに

農業集落排水処理施設使用料は、公営企業における経費の負担区分を前提とした独立採算と受益者負担の原則に基づき、事業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。今審議においては、使用料単価の地区格差是正を除き、使用料水準は据え置くことが妥当との結論に至ったが、使用料改定の必要性については、より安定的な事業運営のために理解するところであり、さらなる経費削減と事業の効率化に引き続き努められることを切望する。

審議経過

回数	開催日	審議内容等
第11回	令和2年7月15日	○諮問書の伝達 ○農業集落排水事業の概要について
第14回	令和2年11月18日	○適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について①
第16回	令和3年7月21日	○適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について②
第17回	令和3年8月25日	○答申書（案）の審議

委員名簿

会 長	丸山 宏	備考
副会長	富永 晃宏	
委 員	内藤 公士	
”	牧野 守	
”	稲垣 栄子	任期：令和2年5月20日～令和3年5月17日
”	荒川 江美	任期：令和3年5月17日～令和4年3月31日
”	宮本 大介	
”	鈴木 純子	
”	笹部 耕司	
”	木俣 弘仁	
”	内田 裕子	

(敬称略)